

# 告 示

## 埼玉県告示第九百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、  
さいたま中央土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとお  
り届出があつた。

令和七年十二月五日

職名	氏名	住所	埼玉県知事 大野元裕
理事	森田 博	埼玉県さいたま市見沼区大字膝子五百八十六番地	